

総務専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	27	010101010301	総務	儀式・祭典	16	4市町村とも同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
2	28-1	010101030105	総務	地縁団体認可・印鑑登録	17	佐久市、臼田町、望月町が実施している。	合併時、現行どおりとする。	
3	28-1	010101040102	総務	防犯指導員	18	4市町村間で同様に行っているが、委嘱方法及び設置基準に差異がある。	合併後、地域で選出し、市長・警察署長連名で委嘱する。	新市において設置基準を検討する。 初年度は継続者にも委嘱必要。
4	17	030101030102	総務	佐久防犯協会連合会負担金	19	佐久市は佐久防犯協会連合会、臼田町は南佐久防犯協会連合会、浅科村・望月町は川西防犯組合連合会に加入しているため差異がある。	合併時、団体の意向や協議により関係する連合会等に参加する。	警察署の再編が実施されなければ3連合会等に関与することとなる。 佐久警察署管内 佐久防犯協会連合会 臼田警察署管内 南佐久防犯協会連合会 望月警察署管内 川西防犯組合連合会
5	28-1	010102010101	財政会計	当初予算編成	20	基本的な業務に差異はない。	合併前年度、新市の予算について事務を統一して編成を行なう	予算編成方針 ・予算編成方針 当初予算要求基準 予算要求 ・歳入見積書 歳出予算事業別要求見積書 継続費見積書 繰越明許費見積書 債務負担行為見積書 給与費見積書 継続費支出状況説明書 予算経費節減対策調書 事業個所別予算要求見積書 補助金状況調書 各種資料 予算査定 ・財政課長査定 総務部長査定 助役査定 理事者査定 *組織機構にもよる 予算書形式 ・一般会計予算書 特別会計予算書 事業別予算 *具体的な事務処理方法は佐久市の例による
6	28-1	010102010102	財政会計	補正予算編成	21	基本的な業務に差異はない。	合併時、事務を統一して編成を行なう	予算編成方針 当初予算編成方針に準ずる。 予算要求 ・歳入見積書 歳出予算事業別要求見積書 継続費見積書 繰越明許費見積書 債務負担行為見積書 継続費支出状況説明書 事業個所別予算要求見積書 各種資料 予算査定 当初予算編成方針に準ずる。 予算書形式 ・一般会計補正予算書 特別会計補正予算書 *具体的な事務処理方法は佐久市の例による

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
7	28-1	010102010104	財政会計	地方債	22	基本的な業務に差異はない。	合併時、新市において統一して実施する。	地方債の資金 政府系資金 ・財政融資資金 簡保資金 郵貯資金 公営企業金融 公庫 縁故系資金 ・(株)八十二銀行 市有物件災害共済会 長野県市町 村振興協会 佐久浅間農協 全国自治協会ほか 縁故系資金先の選定方法 ・相対で協議 見積聴取 入札 縁故系資金の金利決定方法 ・相対で協議 入札 繰上償還の有無 縁故系資金で実施 起債管理 起債管理システム導入 *具体的な事務処理方法は佐久市の例による
8	28-1	010102010105	財政会計	地方交付税(普通交付税)	23	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	基礎数値管理、基礎数値報告、普通交付税算定は法令に基づき実施する。
9	28-1	010102010106	財政会計	地方交付税(特別交付税)	24	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	基礎数値管理、基礎数値報告は法令に基づき実施する。
10	28-1	010102010107	財政会計	債務負担	25	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	債務負担行為の予算計上方法 予算要求 予算査定 予算書 一般会計予算書起債内容 債務負担行為の内訳 損失補償の内訳 債務保証の内訳
11	28-1	010102010108	財政会計	基金の取扱い事務	26	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	基金の積立 予算査定の過程で財源を見込む中で積立額を決定 所管課で支出負担行為決議 基金の取り崩し 予算査定の過程で事業費及び財源を見込む中で取り崩し 額を決定 所管課で調定 基金処分の手続き 処分決議書 財政課起案 決裁後 基金所管課へ連絡 基金移動通知 基金所管課起案
12	28-1	010102010109	財政会計	財政状況の公表	27	公表の時期、内容、方法について差異がある。	調整案の詳細により実施する。	公表の時期 ・上期分11月1日 下期分5月1日 決算10月 当初予算 4月 *10月、4月は条例によるものではない 公表内容 一般及び特別会計の歳入歳出予算の概要及び執行状況 並びに決算 市有財産の状況 市債及び一時借入金の現 在 基金の状況 公表の方法 告示 広報へ掲載 ホームページへ掲載

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
13	28-1	010102010110	財政会計	決算統計	28	会計の範囲と構成に差異がある。	合併時、新市において実施する。	決算カード作成の有無 有 * 具体的な事務処理方法は佐久市の例による
14	28-1	010102010111	財政会計	主要施策の成果報告書	29	決算規模により 記載する基準を見直す必要がある。	合併時、新市において実施する。	合併後の予算規模に最も近い佐久市の例により統一し、新市においてさらに集約していく方向で検討する。 取りまとめ基準 まとめ書きするもの ・1件100万円未満の委託料 ・1件500万円未満の工事請負費 ・1件10万円未満の負担金補助及び交付金 記載省略可能なもの ・19節が負担金のみで総額が50万円未満のもの ・17節公有財産購入費、22節補償補てん及び賠償金で1件300万円未満のもの 金額にかかわらず需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
15	28-1	010102010112	財政会計	バランスシート	30	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	範囲 普通会計 昭和44年以降の資産形成 * 行政コスト計算書は合併前に各団体で作成する。
16	28-1	010102010113	財政会計	決算資料	31	会計の範囲と構成に差異がある。	合併時、新市において実施する。	合併後の予算規模に最も近い佐久市の例による。 範囲 普通会計 構成 決算概要 決算カード 財政構造概略図 財源別歳入の状況 歳入決算における自主財源、依存財源の推移 性質別歳入の状況 歳入決算における義務的経費、投資的経費その他の推移 佐久市の主要財政指標 市債事業別現在高 市税収入実績表 国民健康保険税収入実績表 県下17市財政状況 県下17市歳入 県下17市市税決算状況 県下17市性質別歳入 県下17市基金及び市債残高の状況 公表の方法 議会提出
17	28-1	010102010201	財政会計	普通財産の管理	32	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	普通財産の交換 随時 普通財産交換申請書 境界確定 随時 境界立会(行為者市民) 境界立会申請書 境界確定(行為者市) 境界立会依頼、境界確定書 土地、建物維持管理 遊休地、遊休建物
18	28-1	010102010202	財政会計	普通財産の処分	33	基本的に差異は無いが、議会に議決に付すべき財産処分の予定価格が佐久市のみ20,000千円以上となっている。	調整案の詳細により実施する。	概要 普通財産の譲渡、譲与 普通財産譲与(譲渡)申請書、譲与決議書 用途指定 譲与10年、減額譲渡7年、減額しない譲渡の場合5年 建物取り壊し 建物取り壊し決議書 議会に付すべき財産の処分 予定価格20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ、売り払い、土地については、1件5,000㎡以上のもの

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
19	28-1	010102010203	財政会計	普通財産の貸付	34	4市町村とも実施しているが、貸付料金に差異がある。	合併時、貸付料金を統一して実施する。ただし、既契約物件で特別な事由があるものは、当分の間、同額または同率とする。	貸付料は行政財産の目的外使用料基準を準用する * 具体的な事務処理については佐久市の例による
20	28-1	010102010204	財政会計	行政財産の総合調整	35	4市町村とも実施しているが、行政財産の目的外使用料基準に差異がある。	合併時、基準を統一して実施する。	* 具体的な事務処理については佐久市の例による
21	28-1	010102010205	財政会計	市町村有財産登記	36	登記の所管課において差異があり調整する必要がある。	合併時、当該財産の所管部課において実施する。	各所管課からの登記依頼書による嘱託登記 普通財産の寄付受納、処分等に係る登記 行政財産の寄付受納、購入に係る登記については、各所管部課においての登記が原則
22	28-1	010102010206	財政会計	公有財産台帳等の整備 報告	37	公有財産台帳整備 調製回数に差異がある。	合併時、新市において年2回実施する。	公有財産の減額調査 年2回 公有財産台帳の整備 年2回 財産に関する調書作成 年2回 * 具体的な事務処理については佐久市の例による 佐久市財政事情の作成及び公表に関する条例 毎年5月及び11月に公表
23	28-1	010102010207	財政会計	市町村施設敷地借り上げ	38	特に問題なし。	合併時、現状で新市へ移行する。	市施設敷地借り上げ 年度当初、必要に応じ随時
24	28-1	010102010208	財政会計	共済 保険業務	39	加入保険の契約者に差異がある。また、佐久市のみ道路賠償責任保険の加入事務を行っている。	合併時、新市において全国市長会に加入し、道路賠償責任保険の加入事務は佐久市の例による。	加入請求事務 市民総合賠償保険 全国市長会 賠償責任保険 身体賠償(1名につき1億円、1事故につき10億円) 入院補償保険(入院日数に応じ1~15万円、通院日数に応じ1~6万円) 建物総合損害共済 (社)全国市有物件災害共済会 再調達価格を基準 自動車損害共済 (社)全国市有物件災害共済会 車両共済(車両残存価格) 対物(1000万円) 対人(無制限) 加入事務 道路賠償責任保険 (社)全国市有物件災害共済会 参考: 学校災害賠償補償保険、予防接種事故賠償保険、公金総
25	28-1	010102010209	財政会計	市町村有財産の事故発生対応	40	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	市有財産の災害時における連絡網による報告 事故内容調査 公有財産災害報告書の提出 災害物件に対する復旧等の対応 保険請求事務

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
26	28-1	010102010210	財政会計	庁舎使用許可	41	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	使用許可の行為 ・市の機関以外の者が主催する集会又これに類する集会等に使用 ・ポスター、看板、けんすい幕、旗等の掲揚、掲示 ・物品販売、宣伝、勧誘等の商業的行為 ・施設を設け、所定の目的外に使用 許可事務 庁舎使用許可申請書 許可証交付
27	28-1	010102010211	財政会計	庁舎維持管理	42	合併による組織体制及び利用形態の変更にともない、各庁舎の維持管理形態の相違が生じる。	合併時、現行どおりとするが、合併後の建物利用に合わせ新市において対応をする。	
28	28-1	010102010212	財政会計	庁舎補修工事	43	合併による組織体制及び利用形態の変更にともない、各庁舎の補修・改修工事等の相違が生じる。	合併時、現行どおりとするが、合併後の建物利用に合わせ新市において対応をする。	
29	28-1	010102010213	財政会計	電話交換業務	44	佐久市以外は、職員、臨時職員対応となっている。	合併時及び合併後の庁舎利用形態を踏まえ、必要に応じ業務委託とする。	
30	28-1	010102020101	財政会計	収入業務	45	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
31	28-1	010102020102	財政会計	支出業務	46	4市町村とも実施しているが、一般払いの支払回数に差異がある。	合併時、一般払いの支払回数を月2回とする。	
32	28-1	010102020103	財政会計	決算の調製	47	基本的な業務に差異はない。	合併時、新市において実施する。	決算書の出力範囲を節レベルにする。 * 具体的な事務処理については佐久市の例による
33	28-1	010102020104	財政会計	例月出納検査の受検	48	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
34	28-1	010102020105	財政会計	資金繰り	49	把握する収支予定額について差異がある。	合併時、新市において実施する。	* 具体的な事務処理については佐久市の例による
35	28-1	010102020107	財政会計	基金に属する現金の出納及び保管	50	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
36	28-1	010102020108	財政会計	ペイオフ対策	51	公金管理委員会の設置状況に差異がある。	合併時、新市において実施する。	* 委員会の設置及び具体的な事務処理については佐久市の例による
37	28-1	010102020201	財政会計	物品の購入	52	基本的な業務に差異はない。	合併時、新市において実施する。	物品の取得及び管理 物品の購入依頼・直払い購入伺いにより、見積りにより物品の購入 * 具体的な事務処理については佐久市の例による

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
38	28-1	010102020202	財政会計	貯蔵物品の出納及び保管	53	浅科村のみ各課で対応している。	合併時、新市において実施する。	物品の集中購買を実施することにより、物品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行う。 庁内LANのシステム(インフラ整備時)により、所管課から注文を受け、集計・発注・支払・在庫管理等の処理 *具体的な事務処理については佐久市の例による
39	28-1	010102020203	財政会計	重要物品購入審査委員会	54	佐久市・臼田町で委員会を設置している。	合併時、新市において委員会を設置する。	重要物品購入の合理化及び適正化を期するための審査会 審査事項は重要物品購入審査委員会規程による。 ・重要機械器具(購入予定価格100万円以上のもの) ・自動車(軽自動車以上のもの) 物品(1業者からの購入予定総額が100万円以上のもの) ・その他市長が特に必要と認める物品 *委員会及び具体的な事務処理については佐久市の例による
40	28-1	010102020204	財政会計	入札(見積)参加業者の登録	55	受付期間は4市町村とも同じであるが、追加参入については浅科村・望月町は実施していない。	合併時、受付期間は現行どおりとし、追加参入は、佐久市・臼田町の例による。	建設工事入札制度合理化対策要綱等を準用、業者登録を行なう 適用年度(2年間) 追加参入の受付は1年目の同時期 変更届は随時受付 受付業者は、建設工事以外の業者 17・18年度入札(見積)参加願要綱は、合併前に統一する。
41	28-1	010102020205	財政会計	印刷物の購入	56	市町村間で内容に差異がある。	合併時、新市において実施する。	見積依頼業者選定基準により年度当初印刷物購入業者を指定する 各課より購入依頼により見積・発注(週2回) 1件100万円以上は重要物品審査委員会審査に付す *具体的な事務処理については佐久市の例による
42	28-1	010102020206	財政会計	単価契約	57	臼田町の単価契約回数等が異なる。 望月町は各担当課で対応している。	合併時、佐久市・浅科村の例による。	貯蔵物品以外の物品で、数量の確定していない物品について、担当課からの単価見積依頼により見積・決定・契約を行う
43	28-1	010102020207	財政会計	印証紙等の販売	58	臼田町・浅科村・望月町で県証紙の販売を行っている。	合併時、現行どおりとする。	
44	28-1	010102030101	財政会計	行政財産管理事務	59	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	財産台帳による数値管理
45	28-1	010102030201	財政会計	普通財産管理事務	60	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	財産台帳による数値管理
46	28-1	010102040101	財政会計	山林財産管理事務	61	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	財産台帳による数値管理
47	17	030102010101	財政会計	地方債協会負担金	62	佐久市のみが加入しており、負担金支出の効果についても見直しの必要あり	負担金支出の効果について見直しを検討したところ、不要と判断したため、廃止する。	
48	17	030102010102	財政会計	北佐久財政事務研究会負担金	63	浅科村、望月町が加入しているが、合併の状況に応じて従来の枠組みが変わるため、見込みが困難。	合併時、脱会することとなるが、新しい市町村の枠組みにより、新しく組織化された場合は新市において加入を検討する。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
49	17	030102010201	財政会計	管財関係負担金	64	4市町村の庁舎管理の状況により加入している協会等に差異がある。	合併時、現行どおりとする。	防火管理者協会負担金 佐久労働基準協会負担金 ・ ユーザー協会負担金 佐久危険物安全協会負担金 危険 物管理者協会負担金 公衆電話会負担金 田口農業集落 排水組合負担金 県冷凍空調保安協会負担金 佐久市の空調設備の変更にと もない平成17年度より脱会
50	28-1	010105010101	税務	給与支払報告書処理	65	ハード面(コンピューター)の統一の必要がある。	合併時、新市において統一して実施する。	事務処理については佐久市の例により調整する。 1.業者への総括表の作成依頼 2.総括表の封入作業 3.提出された給与支払報告書の受付作業 4.受付済み給与支払報告書の職員による内容点検作業 5.給与支払報告書入力作業
51	28-1	010105010102	税務	農業所得算定	66	農業所得を算出する場合に、収支計算によらないで経費目安方式を選択した者の計算結果の回収方法に違いがあるので調整する必要がある。	合併時、新市において統一して実施する。	事務処理方法については佐久市の例により実施する。 1.報告書の送付 年末に、その年の農業所得の収入金額を報告するよう依頼 対象:前年分収支計算対象者は除く 期限:12月中旬(遅くとも年明け早々) 送付:郵送 回収:返信用封筒の使用及び自ら提出 2.計算 業者委託 入力作業:不明分は電話照会 入力時期:1月下旬
52	28-1	010105010103	税務	申告相談	67	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	申告会場については、住民サービスの低下を招かないよう配 慮しながら調整する。 申告会場(現行) 佐久市 市役所と12ヶ所の地区会場 白田町 町役場と1ヶ所の地区会場 浅科村 村役場 望月町 町役場
53	28-1	010105010104	税務	市町村民税関係各種証明書交付	68	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
54	28-1	010105010105	税務	原動機付自転車、小型特殊自動車の標識交付	69	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
55	9	010105010111	税務	市町村たばこ税の課税	70	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	地方税法、税条例の規定により 合併時、現行ど おりとする。	税率 1,000本につき、2,977円 旧三級品の紙巻たばこ1,000本につき、1,412円
56	9	010105010201	税務	特別土地保有税(猶予関係)	71	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	地方税法、税条例の規定により 合併時、現行ど おりとする。	対象土地に係る保有税(取得分・保有分)の納税について、 事業計画が明らかである等の要件を満たし、申請に基づき承 認された場合は徴収を猶予する
57	9	010105010202	税務	特別土地保有税(免除関係)	72	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	地方税法、税条例の規定により 合併時、現行ど おりとする。	対象土地が一定の要件を満たす土地の利用に供し、申請に 基づき特別土地保有税審議会の議を経て承認された場合 は、納税義務を免除する
58	28-1	010105010203	税務	国有資産等所在市町村交付金及び納付金	73	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律(交納付金法)の規定により 合併時、現行 どおりとする。	国・県等の非課税団体が所有する資産に対する交付金及び 日本郵政公社が所有する課税対象外の資産に対する納付金

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
59	28-1	010105010204	税務	固定資産課税台帳(名寄帳)の写し交付	74	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	地方税法、税条例の規定により合併時、現行どおりとする。	申請書の受付・内容確認が必要 本人・同居の親族・相続権者・納税管理人・借地借家人等、交付申請できる者が限られている 借地人・借家人等については、本人に係る資産に限り固定資産課税台帳の記載事項の証明書を交付する 手数料 1件300円 参考 縦覧期間中の閲覧に関しては、地方税法の規定により無料
60	28-1	010105010205	税務	土地台帳・公図の閲覧	75	4市町村とも実施しているが、土地台帳・公図の管理状況が異なるため閲覧方法が異なる。	合併時、現行どおりとするが、新市においてあり方を検討する。	
61	28-1	010105010206	税務	土地台帳・公図の管理	76	市町村により管理状況に差異がある。	合併時、現行どおりとするが、新市においてあり方を検討する。	新市の本所・支所それぞれ対応可能なシステムの構築を検討する
62	28-1	010105010207	税務	固定資産税関係各種証明書交付	77	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	地方税法、税条例の規定により合併時、現行どおりとする。	各種証明書の申請受付 証明書作成 交付手数料徴収
63	28-1	010105010208	税務	評価通知書発行	78	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	地方税法の規定により合併時、現行どおりとする。	評価通知書の申請受付 証明書作成 発行
64	28-1	010105010209	税務	固定資産課税資料の整備	79	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時の統一は困難であるため、当面は現行のままとし、新市において統一を図る。	航空写真撮影等により土地・家屋の現況を把握し、現在の課税内容と現況との照合により適正な評価 課税を行う 課税資料の整備に係る業務の電算化(PC処理)を進める
65	28-1	010105010210	税務	土地評価	80	4市町村とも実施しているが、部内基準に差異がある。	合併時の統一は困難であるため、新市において部内基準(補正項目・率)を統一し、評価替基準年度からの適用を図る。	雑種地・介在田畑・別荘地等の宅地評価土地に係る補正
66	28-1	010105010211	税務	土地評価替	81	不動産鑑定業務委託および土地の現況確認業務委託について、委託方法・委託先等に差異がある。	合併時の統一は困難であるため、当面は現行どおりとし、新市において4市町村の実績を踏まえ、委託方法・委託先を調整して実施する。	1.不動産鑑定 不動産鑑定士により標準宅地の鑑定評価を行う(平成13年度分:佐久市375ポイント 白田町125ポイント 浅科村34ポイント 望月町55ポイント)平成16年度に実施予定あり 2.路線価の設定・現況確認等 路線価の設定および航空写真撮影等により土地の現況を把握し、適正な評価替えを行う 委託先 佐久市 アジア航測 白田町 朝日航洋 浅科村 日研コンサル 望月町 朝日航洋
67	28-1	010105010212	税務	家屋評価	82	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	地方税法の規定(評価基準)により合併時、現行どおりとする。	建物現地調査 計算 PC入力
68	28-1	010105010213	税務	家屋評価替	83	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	地方税法の規定(評価基準)により合併時、現行どおりとする。	在来分 総務省で定めた再建築費評点補正率を適用 新增分 評価基準表の改正による
69	28-1	010105010301	税務	納付済通知書の整理保管	84	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
70	28-1	010105010302	税務	一般徴収事務	85	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	効果的な徴収により収納向上を図るべく、滞納整理基本方針、事務処理方法の統一を行う

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
71	28-1	010105010303	税務	市町村税の収納管理	86	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
72	28-1	010105010304	税務	督促状発行	87	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
73	28-1	010105010306	税務	市町村税の口座振替	88	4市町村とも同様に事務処理を行っているが、浅科村の事務処理内容に差異がある。	合併時、新市において統一して実施する。	具体的な事務処理方法は佐久市・臼田町・望月町の例を基本に統一する。 税務電算システムについては、電算処理委託業者が異なるため(佐久市・臼田町・望月町は(株)電算、浅科村は(株)TKC)、システムの統合を図る必要がある。電算システムの統合は、各種事務事業の統合の前提となるものであり、早急に作業に着手していく必要がある。
74	28-1	010105010307	税務	過誤納金の還付、充当	89	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
75	28-1	010105010308	税務	県民税の払込関係	90	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
76	28-1	010105010309	税務	市町村税の納税証明	91	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
77	28-1	010105010310	税務	軽自動車税の納税証明	92	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
78	28-1	010105010311	税務	債権の差押	93	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
79	28-1	010105010312	税務	有価証券・現金の差押	94	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
80	28-1	010105010313	税務	動産の差押	95	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
81	28-1	010105010314	税務	電話加入権・不動産等の差押	96	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
82	28-1	010105010315	税務	交付要求	97	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
83	28-1	010105010316	税務	欠損処分	98	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
84	28-1	010105010317	税務	繰上徴収	99	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
85	28-1	010105010318	税務	徴収猶予	100	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
86	28-1	010105010319	税務	換価の猶予	101	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
87	28-1	010105010320	税務	滞納処分の停止	102	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
88	28-1	010105010321	税務	税金の受取	103	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例を基本に統一する。
89	17	030105010101	税務	税務分担金	104	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入し、負担する。	
90	17	030105010102	税務	佐久税務協議会分担金	105	4市町村とも同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入し、負担する。	
91	25	060105010101	税務	佐久税務協議会	106	4市町村とも同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
92	28-1	010106010101	情報化	財務会計システム管理	107	管理方法に市町村間で差異がある。	合併時、新市において統一して実施する。	予算要求から決算統計に至る一連の業務を迅速かつ効率よく処理することを目的とすることから、合併前のシステム整備が必要である。 具体的な事務方法は佐久市の例による。
93	28-1	010106010102	情報化	住民情報システム管理	108	管理方法に市町村間で差異がある。	合併時、新市において統一して実施する。	基幹業務である住民情報システムの安定稼働を図ることを目的とすることから、合併前のシステム整備が必要である。 具体的な事務方法は佐久市の例による。
94	28-1	010106010103	情報化	庁内LANシステム管理	109	管理方法に市町村間で差異がある。	合併時、新市において統一して実施する。	具体的な事務方法は佐久市の例による。
95	28-1	010106010104	情報化	パソコン導入管理	110	管理方法に市町村間で差異がある。	合併時、新市において統一して実施する。	具体的な事務方法は佐久市の例による。
96	28-1	010106010105	情報化	行政情報化推進リーダー組織	111	佐久市・臼田町で実施しており、選出単位等に差異がある。	合併後、新市において組織する。	合併後、速やかに新市の組織決定後に組織する 具体的な事務方法は佐久市の例による。 選出単位 原則として10名未満の課からは1名、10名以上の課からは2名を選出
97	28-1	010106010106	情報化	戸籍情報システム運営管理	112	臼田町・浅科村・望月町で実施している。	合併時、新市において統一して実施する。	基幹業務である戸籍情報システムの安定稼働を図ることを目的とすることから、合併前のシステム整備が必要である。 他システムと同様の運用管理方法を行なう
98	28-1	010106010107	情報化	ホームページの運営管理	113	佐久市・臼田町は直営で、浅科村・望月町は委託管理している。	合併後、新市において実施する。	合併後、半年程度で新市のホームページを直営により作成・開設する。 新市のホームページ開設までは、旧市町村のホームページにより情報を発信する
99	28-1	010106010108	情報化	電子自治体の構築	114	4市町村とも同様に行っている。	合併時、新市において実施する。	合併前に佐久市が代表市町村としてLGWAN接続し、各町村とのネットワークを構築する。 合併時、新市へ移行する。
100	28-1	010106010109	情報化	システムの運営	115	4市町村とも同様に行っており、問題点なし。	合併時、新市において実施する。	
101	28-1	010106010110	情報化	ネットワークの構築	116	4市町村間で構築方法に差異がある。	合併時、新市において統一して実施する。	高度なセキュリティを築くため「基幹系」「情報系」の2系統を物理的に分け、ネットワークを構築する。 具体的な事務方法は佐久市の例による。
102	28-1	010106010201	情報化	情報センター管理運営	117	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において実施する。	目的 佐久情報センターの有効活用と効率的な運営を図る 概要 地域イントラネットを活用した新たな行政サービスの構築 佐久情報センターPC体験コーナー等諸施設利用促進 具体的な事務方法は佐久市の例による。
103	28-1	010106010202	情報化	IT講習	118	佐久市・望月町で実施している。	生涯学習活動への移行を行うことから、合併時、廃止する。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
104	28-1	010106010301	情報化	双方向情報通信ネットワーク構築	119	佐久市のみネットワークの構築を進めている。	合併後、新市において事業の拡大を進める。	佐久ケーブルテレビ(株)との協議による。
105	17	030106010101	情報化	(財)地方自治情報センター負担金	120	佐久市が加入している。	合併時、新市において加入する。	会費の基準 人口10万人以上20万人未満 年額200,000円
106	28-1	040106010101	情報化	情報化推進委員会	121	佐久市・望月町で実施している。	合併時、新市において設置する。	
107	28-1	010107010102	消防防災	災害対策本部設置	122	各市町村の条例等に差があるため調整する必要がある。	合併時に条例を統一する。防災計画の中で設置基準を定める。	・災害対策基本法第23条で市町村の地域に災害が発生し、または発生する恐れのある場合は地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる」と規定されている。 ・地域防災計画の中で設置基準等について規定する。 ・4市町村とも災害対策本部条例が設置されているので、統一して条例設置する。
108	28-1	010107010103	消防防災	総合防災訓練	123	各市町村が単独で実施しており、訓練内容等に差があるため調整する必要がある。	合併時、内容等の調整を図り、地域性・消防団の組織等を考慮するなかで新市区域を分割し持ち回りで実施する。	・防災訓練は、災害対策基本法第48条で法令または地域防災計画の定めるところにより実施することを義務づけられている。 ・地域防災計画に基づき実施する。 ・訓練会場については、新市を4～5箇所に分割し持ち回りで開催する。
109	28-1	010107010104	消防防災	防災備蓄庫管理	124	各市町村で所有している防災備蓄庫の規模や管理方法が異なるので調整が必要である。	合併時、統一して管理する。	・災害用備蓄品の整理や統一を図る。 * 備蓄庫の新設、改修及び収容物品の購入については、合併後の防災担当課で検討する事項とする。
110	28-1	010107010107	消防防災	地域自主防災組織	125	佐久市のみが組織化を推進している。	合併時、「自分たちの地域は自分たちが守る」という自主防災の立場に立ち、全区での組織化に向け取り組んでいくことで統一する。	・災害が発生した場合に、被害の防止または軽減のために、住民の自主的な防災活動が市や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火災害弱者に対する対応における役割は非常に重要と考えるので、全区に自主防災組織を組織化できるように取り組んでいく。 ・消防庁でも「自主防災組織の手引き」を発行するなど育成推進を図っている。 ・長野県防災ハンドブックでも自主防災組織の必要性が明記されている。
111	28-1	010107010109	消防防災	浅間山火山対策会議	126	佐久市のみが加入している。	合併時、新市において加入する。	佐久地方事務所が事務局となり、佐久市・御代田町・小諸市・軽井沢町・佐久広域連合消防本部で構成されている。
112	28-1	010107010111	消防防災	水防計画	127	佐久市が単独で策定しているが、新市において策定する必要がある。	合併後、新市において新たに策定する。	
113	28-1	010107010112	消防防災	痴呆老人等の捜索に対する職員の協力体制	128	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	痴呆老人等行方不明者を一刻も早く保護するため職員の協力体制が必要である。
114	28-1	010107010113	消防防災	消防無線	129	望月町のみが消防無線を配備してある。	新市発足後の無線通信設備は防災無線とするため、合併時、廃止する。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
115	28-1	010107020101	消防防災	消防団員管理事務	130	4市町村で同様に実施しており問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
116	28-1	010107020102	消防防災	公務災害補償関係事務	131	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	4市町村全て共済基金と契約しているので内容に差異はない
117	28-1	010107020103	消防防災	水防関係事務	132	各市町村で事務処理と訓練内容に差異がある。	合併時、内容の統一を図り実施する。	水防計画に基づき事務を処理する市町村と、通常の処理をする市町村があるので統一する 災害発生時の事業(事務系)は4市町村同じであるが、水防訓練について差があるので、調整し、統一した訓練を実施する
118	28-1	010107020104	消防防災	消防学校入校事務	133	4市町村とも消防団員を入校させているが、入校科目に差異がある。	合併時、研修派遣を実施する。 なお、入校科目を統一する。	佐久市 幹部科・ラッパ科 操法科 臼田町 操法科・ラッパ科 浅科村 副団長就任時のみ入校 望月町 訓練礼式科・救急科・ラッパ科
119	28-1	010107020105	消防防災	退職消防団員報償(市町村関係)	134	感謝状 記念品の支給要件や品目で差異がある。	合併時、内容を統一して実施する。	共済掛金は4市町村とも基金へ掛けているので差異はない 記念品は、金杯 額 風呂敷とする
120	28-1	010107020106	消防防災	退職消防団員報償(知事・消防庁長官)	135	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	退職消防団員報償は、国・県の規定により行っている 退職消防団員報償規定に係る申請事務 消防庁長官 1号報償該当(25年以上) 2号報償該当(15年以上25年未満) 知事報償該当者(10年以上15年未満) 各市町村の団員名簿の作成や管理の事務処理方法については調整し整理する。基礎データの作成を実施する
121	28-1	010107020107	消防防災	叙勲・消防庁長官表彰事務	136	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	過去からの団員名簿の整理・管理を行なう
122	28-1	010107020108	消防防災	定例表彰(国・県・郡)事務	137	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	対象者名簿の申請事務、内申書書類の作成 日本消防協会 功績章 精積章 勤続章 長野県消防協会 功績章 永年勤続功労章 功労章 努力章 精積章 技術章 精勤章 南北佐久消防協会 功労章 永年勤続功労章 勤功章 精勤章 各市町村の団員名簿の作成や管理の事務処理方法については調整し整理する。基礎データの作成を実施する

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
123	28-1	010107020109	消防防災	定例表彰(団長章)	138	表彰の年数や要件に差異がある。	合併時、内容を統一して実施する。	団員の士気を高め、活力ある消防団づくりのため、表彰は継続する ○消防功労章 勤務勤勉、技能熟達し、平素よく率先垂範し勤続20年以上及びその功績が顕著である者 ○永年勤続章 勤続25年以上で功績が顕著である者 ○団長章 勤続5年以上で功績が顕著である者(23名以内) (平成15年度から23名、14年度まで10名) 各種競技大会で好成績をあげた個人、班等
124	28-1	010107020110	消防防災	貸与関係事務	139	佐久市・臼田町が貸与方式、浅科村・望月町は支給方式で方式に差異がある。 貸与・支給物品に市町村間で差異がある。	合併時、貸与方式により統一し、貸与物品について統一する。	貸与物品について、調整し統一する。 購入については、佐久市・臼田町の例による。
125	28-1	010107020111	消防防災	福祉共済事務	140	4市町村とも同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	県下120市町村の全団が加入しており、団員の福利厚生の上及び活性化のため加入する。 共済内容は、4市町村とも同一であり、新市以降後も継続して加入する。
126	28-1	010107020114	消防防災	消防賞じゆつ金関係事務	141	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
127	28-1	010107020115	消防防災	消防団互助会	142	佐久市のみが実施している。	合併時、佐久市の例による。	新市消防団の団結強化と、全団員相互の互助精神の涵養と福利厚生の実現を促進する。
128	28-1	010107020118	消防防災	川西消防交通安全推進会	143	浅科村・望月町で望月警察署長より委嘱書を交付され、実施している。	新市消防団は一体で活動するため、合併時、廃止する。	
129	28-1	010107020201	消防防災	出初式	144	4市町村間において日時、内容に差異がある。	合併後、新消防団において出初式を実施する。	4市町村とも、1月初旬に行っている。 日時・内容については、新消防団発足後協議、決定する。
130	28-1	010107020202	消防防災	ポンプ操法大会	145	4市町村間において日時、内容に差異がある。	合併後、新消防団において実施する。	新消防団発足後協議、統一する。
131	28-1	010107020203	消防防災	年末特別警戒	146	4市町村間において期間、内容に差異がある。	合併後、新消防団において実施する。	期間・内容については、新消防団発足後協議、統一する。 佐久市 巡視場所16箇所 夜警69箇所 臼田町 町内10箇所 浅科村 村内6箇所 望月町 町内21箇所
132	28-1	010107020204	消防防災	幹部教養訓練	147	4市町村間において期日、内容に差異がある。	合併後、新消防団において実施する。	期日・内容については、新消防団発足後協議、決定する。
133	28-1	010107020205	消防防災	幹部研修	148	4市町村間において期日、内容に差異がある。	合併後、新消防団において実施する。	期日・内容については、新消防団発足後協議、決定する。
134	28-1	010107020206	消防防災	火災防御訓練	149	4市町村間において訓練内容等に差異がある。	合併後、新消防団において実施する。	新市における消防団と消防署が一体化した訓練を実施する。
135	28-1	010107020207	消防防災	国有林水利点検	150	佐久市が実施している。	合併後、新消防団において実施する。	国有林は国民の貴重な財産であるので、山林火災対応に万全を期す。
136	28-1	010107020208	消防防災	文化財予防査察	151	4市町村とも自主的に行っており問題なし。	合併時、現行どおりとする。	佐久市は2ヶ所、臼田町は8ヶ所、浅科村は1ヶ所、望月町は、1ヶ所実施している。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
137	28-1	010107020301	消防防災	消防施設等要請事務	152	4市町村とも同様の事務を行っているが、事務処理方法に差異がある。	合併時現行どおりとする。	事務処理方法については佐久市の例による。
138	28-1	010107020302	消防防災	防火水槽新設工事事務	153	4市町村とも同様の事務を行っているが、事務処理方法に差異がある。	合併時現行どおりとする。	事務処理方法については佐久市の例による。
139	17	030107010101	消防防災	県防災行政無線管理負担金	154	4市町村とも負担している。	合併時、新市において負担する。 なお、電話台数、配置を調整する。	地上電話:佐久市8台、臼田町8台、浅科村6台、望月町7台、計29台 衛星内線:各1台、計4台 防災電話の配置について調整が必要である。
140	17	030107010102	消防防災	非常時中継放送電波利用負担金	155	佐久市のみ負担金であるので調整する必要がある。	合併時、新市において負担する。	NTT回線を使用したスタジオ 送信所間の回線または中継機器が故障した場合、パラダに設置してある中継施設を使用して放送するための電波利用負担金であり そのまま負担していく。
141	17	030107010103	消防防災	防災資機材等整備事業補助金	156	佐久市のみが実施している補助金であり自主防災組織に対する補助であるので、自主防災組織の組織化との関係もあり調整が必要である。	合併時、新市において自主防災組織に補助を実施する。	・災害による被害の防止と軽減を図るため、防災資機材等を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自発的な防災活動の育成強化を図るために継続していく。 ・交付要綱は佐久市の要綱で継続する。 ・佐久市自主防災組織防災資機材等整備事業補助金交付要綱 購入費の1/2以内、限度額10万円 事業主体は自主防災組織 全区に自主防災組織の組織化を推進する。
142	17	030107010107	消防防災	水防庫建設補助金	157	浅科村が単独で実施している。	新市は、指定水防管理団体のため、水防施設は公有財産とすることから廃止する。	
143	17	030107020101	消防防災	長野県消防防災航空隊負担金	158	4市町村が同様に県に負担しているため問題なし。	合併時、新市において負担する。	負担金額は県からの通知により決定する 市町村の負担する額は、負担総額の50%を基準財政需用額、同50%を人口割合により算出。例年県より1月頃通知があり市町村で予算化する。なお、支払については毎年3月に行う
144	17	030107020102	消防防災	南北佐久消防協会負担金	159	1.佐久市 浅科村 望月町は北佐久消防協会へ加入、臼田町は南佐久消防協会へ加入している。 2.北佐久消防協会には支部があり 佐久市は川東支部へ、浅科村 望月町は川西支部へ加入している。	合併時、新市において加入する。 加入する協会及び支部は、両協会と協議する。	南北佐久消防協会の事務(事務局)は、ともに佐久地方事務所総務課で行っているが、加入協会は両協議会と協議し決定する
145	17	030107020103	消防防災	団長・主任者会議負担金	160	佐久市のみが1市団長主任者会議に加入している。	合併時、新市において加入する。	新市における消防団長及び消防主任が出席する。なお、東信ブロック団長会議等の諸会議には、新市においても継続して出席する
146	17	030107020104	消防防災	消防学校入校負担金	161	各市町村入校科に差があるので、負担金額の差異がある。	合併時、新市において入校科を調整し、負担金額を決定する。	新市において、入校科を選択し決定する(新市における住民の期待に応える近代的消防人を育成する)
147	17	030107020105	消防防災	分団運営交付金	162	佐久市・浅科村・望月町が分団に交付している(臼田町・浅科村の一部は手当にて対応)。	合併時、内容を統一して実施する。	団員数に応じ、各分団の事業運営費として交付する。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
148	17	030107020106	消防防災	消防団音楽隊運営交付金	163	佐久市は音楽隊に交付、望月町はラッパ隊に交付している(佐久市・臼田町・浅科村はラッパ隊は手当で支給)。	合併時、佐久市の例による。	消防団音楽隊運営交付金200千円(年額) 消防団音楽隊運営費として交付する(楽器等の修繕・調整・楽譜等も含む)
149	17	030107020107	消防防災	損害補償掛金	164	4市町村が同様に加入しているため、問題なし。	合併時、現行どおりとする。	新市の消防団員数×1900円 一般協力者2円×新市の人口 水防協力者1.5円×新市の人口 参考 防火防災訓練災害補償共済1円×新市の人口(契約先は日本消防協会)
150	17	030107020108	消防防災	退職報償掛金	165	4市町村が同様に加入しているため、問題なし。	合併時、現行どおりとする。	条例は佐久市の例による 新市の消防団員数×16,210円(基本額)
151	18	030107020109	消防防災	消防団福祉共済掛金	166	4市町村とも同様に実施しているが、佐久市のみ団員の負担がある。	合併時、団員の一部負担により実施する。	本共済は、消防団員の公務上の災害事故はもとより、公務外(私的)の事故、疾病も対象となるため、受益者である団員の一部負担を行なう <共済掛金> 1名3,000円(内団員負担900円)
152	17	030107020201	消防防災	消火栓設置工事負担金	167	4市町村とも負担しているが、浅科村のみ地元負担(経費の3分の1)がある。	合併時、新市において負担する。	負担金については、すべて公費による。 消防水利の基準に基づき、精査厳選し計画的に設置する。
153	17	030107020202	消防防災	消火栓維持管理交付金	168	佐久市及び浅科村が消防団に交付している。	消防団の消火栓維持管理業務の出動手当として交付するため、廃止とする。	
154	25	040107010101	消防防災	防災会議	169	4市町村で条例化、組織化されているが委員数に差があるため調整する必要がある。	合併時、委員構成を調整の上防災会議を設置する。	・災害対策基本法第16条1項で市町村に地域防災計画の作成及びその実施推進のため、市町村防災会議を置くように定められており、同条5項で組織及び所管事務は市町村条例で定めることと規定されている。 4市町村に防災会議条例は設置されているので統一する。
155	25	040107020102	消防防災	水防協議会	170	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	水防計画に基づき水防協議会を設置する。
156	25	040107020103	消防防災	消防団活性化委員会	171	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	新市における消防団活性化のため、団員の福利厚生の実現等幹部が消防団の課題について検討する。

* 各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。